

【指定基準等の法令（省令・告示・条例独自基準）及び主な通知】

該当する事業に係る法令等を必ず理解し、これらに記載されている基準を満たして適正な事業運営をお願いします。

【障害者総合支援法 関係】

〔指定基準・最低基準〕

サービス種類	指定基準省令 ※令和6年1月25日改正	指定基準の解釈通知 ※令和6年3月29日改正	愛媛県・松山市 指定基準条例	最低基準省令 ※令和6年1月25日改正	愛媛県・松山市 最低基準条例
障害福祉サービス事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年障発第 1206001 号）	有 (一部独自基準)	（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援のみ） 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）	有 (一部独自基準)
障害者支援施設 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 172 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年障発第 0126001 号）	有 (一部独自基準)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）	有 (一部独自基準)
一般相談支援事業 (愛媛県・松山市が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発第 0330 第 21 号）	－ (条例委任なし)		
特定相談支援事業 (各市町が指定)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年障発第 0330 第 22 号）	－ (条例委任なし)		

〔報酬算定基準〕

サービス種類	報酬告示 ※令和6年3月15日改正	報酬の留意事項通知 ※令和6年3月29日改正
障害福祉サービス事業、 障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 523 号)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年障発第 1031001 号）
一般相談支援事業 (地域移行支援・地域定着支援)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 124 号)	
特定相談支援事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成 24 年厚生労働省告示第 125 号)	

【児童福祉法 関係】

〔指定基準・最低基準〕

サービス種類	指定基準省令 ※令和6年1月25日改正	指定基準の解釈通知 ※令和6年3月29日改正	愛媛県・松山市 指定基準条例	最低基準省令 ※令和6年8月27日改正	愛媛県 最低基準条例
障害児通所支援 (愛媛県・松山市が指定)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第12号)	有 (一部独自基準)	(児童発達支援センターのみ) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児入所施設 (愛媛県が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)	児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第13号)	有 (一部独自基準)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)	有 (一部独自基準)
障害児相談支援 (各市町が指定)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年障発0330第23号)	— (条例委任なし)		

〔報酬算定基準〕

サービス種類	報酬告示 ※令和6年3月15日改正	報酬の留意事項通知 ※令和6年7月2日改正
障害児通所支援	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)	児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年障発0330第16号)
障害児入所施設	児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第123号)	
障害児相談支援	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)	

※ 指定基準や報酬改定について、上記の他、これまでの報酬改定等に関するQ&Aにも疑義解釈が記載されております。

<<愛媛県・松山市独自基準（非常災害対策）>>

- 愛媛県及び松山市では、省令の基準のうち、地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されている基準について、入所施設及び通所施設に対して『非常災害対策』の独自基準を設けています。※訪問系・相談系事業のみを行う事業所は上記の独自基準の対象外です。

独自基準	独自基準	愛媛県	松山市
非常災害対策計画の作成・掲示	各施設の立地により予想される災害の種別（例：地震、風水害）に応じた施設防災計画（災害発生時における利用者の安全確保のための体制、避難方法等を定めた計画）の作成、施設の見やすい場所への掲示を義務付け	①障害者支援施設、障害児入所施設及び児童発達支援センター（児童福祉施設）	①、②の施設及び事業所
	非常災害が発生した場合における事業所防災計画（災害発生時における利用者の安全確保のための体制、避難方法等を定めた計画）の作成、事業所の見やすい場所への掲示を義務付け	②療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援及び放課後等デイサービスの事業所	—
備蓄の確保	非常災害が発生した場合に備え、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄の確保について、努力義務とする。	①、②の施設及び事業所	上記事業所

- 愛媛県では、独自基準の解釈通知を発出しています。

愛媛県ホームページ： <https://www.pref.ehime.jp/page/6031.html>

サービス種類	県独自基準の解釈通知	通知内容
障害福祉サービス (対象サービスのみのみ)	愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 477 号）	独自基準(非常災害対策)の趣旨、内容及び留意事項
	愛媛県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 479 号）	
障害者支援施設	愛媛県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 478 号）	
	愛媛県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 11 日付け 25 障第 480 号）	
障害児通所支援 (上記対象サービスのみのみ)	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 506 号）	
障害児入所施設	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 7 月 16 日付け 25 障第 507 号）	
児童福祉施設 (障害児入所施設、児童発達支援センター)	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年愛媛県条例第 49 号)における県独自基準に係る解釈について（平成 25 年 8 月 2 日付け 25 子第 558 号）	

<<
 その他
 主な
 厚生労働省告示・通知
 >>

○
 サービス提供者の要件

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
障害福祉サービス(訪問系)	指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について(昭和63年2月12日付け社庶第29号) 【R5.5.31 改正】	社会福祉士の相談援助業務の範囲等(別添1)、介護福祉士試験の受験資格やサービス提供責任者の実務経験に係る介護等の業務の範囲等(別添2)
障害福祉サービス(訪問系)	指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第538号) 【R5.10.16 改正】	ヘルパーの要件
障害福祉サービス(日中活動系・GH)、 障害者支援施設	指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成18年9月29日厚生労働省告示第544号) 【R6.3.15 改正】	サービス管理責任者の要件
重度障害者等包括支援	指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示第547号) 【R5.3.31 改正】	指定重度障害者等包括支援におけるサービス管理責任者の要件
障害児通所支援、 障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第230号) 【R6.3.15 改正】	児童発達支援管理責任者の要件
地域相談支援	指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第226号) 【R6.3.15 改正】	相談支援専門員の要件
計画相談支援	指定計画相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第227号) 【R6.3.15 改正】	
障害児相談支援	指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成24年3月30日厚生労働省告示第225号) 【R6.3.15 改正】	

○
 一般的な取扱い

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容						
障害福祉サービス、障害者支援施設、相談支援	介護給付費等に係る支給決定事務等について	支給決定事務、計画相談支援給付費の支給事務、支給量の管理、利用者負担上限額の管理、介護給付費・訓練等給付費等の請求及び支払 など						
障害児通所支援、障害児相談支援	障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について	通所給付決定、障害児相談支援給付費の支給事務、支給量の管理、利用者負担上限額の管理、障害児通所給付費等の請求及び支払い など						
全サービス	障害福祉サービス・障害児通所支援等の利用者負担認定の手引き	負担上限月額を決める所得区分認定(就学前障がい児の無償化)、医療型個別減免、補足給付、(新)高額障害福祉サービス費等給付費 など						
障害福祉サービス(通所系・短期入所)、 障害者支援施設	食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 545 号) 【R6.3.15 改正】	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費、居室」の具体的取扱い						
		<table><tr><td>食費</td><td>生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設</td></tr><tr><td>光熱水費</td><td>短期入所・宿泊型自立訓練のみ</td></tr><tr><td>居室</td><td>宿泊型自立訓練のみ</td></tr></table>	食費	生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設	光熱水費	短期入所・宿泊型自立訓練のみ	居室	宿泊型自立訓練のみ
		食費	生活介護・短期入所・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・障害者支援施設					
		光熱水費	短期入所・宿泊型自立訓練のみ					
居室	宿泊型自立訓練のみ							
障害者支援施設(施設入所支援)	厚生労働大臣の定める利用者が選定する特別な居室の提供に係る基準(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 541 号) 【H25.1.18 改正】	指定基準に定める利用者から受け取ることが認められる費用のうち、「特別な居室」の具体的取扱い						

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容				
障害児通所支援(児童発達支援センター・医療型児童発達)、福祉型障害児入所支援	食事の提供に要する費用及び光熱水費に係る利用料等に関する指針(平成 24 年 3 月 30 日厚生労働省告示第 231 号) 【R6.3.15 改正】	指定基準に定める保護者から受け取ることが認められる費用のうち、「食費、光熱水費」の具体的取扱い(食費: <table><tr><td>食費</td><td>児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援</td></tr><tr><td>光熱水費</td><td>福祉型障害児入所支援のみ</td></tr></table>)	食費	児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援	光熱水費	福祉型障害児入所支援のみ
食費	児童発達支援センター・医療型児童発達支援・福祉型障害児入所支援					
光熱水費	福祉型障害児入所支援のみ					
障害福祉サービス(日中活動系・短期入所・GH)、障害者支援施設	障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 18 年 12 月 6 日付け障発第 1206002 号)	指定基準に定める利用者(保護者)から受け取ることが認められる費用のうち、「その他の日常生活費」の具体的取扱い				
障害児通所支援(児童発達支援・医療型児童発達・放デイ)、障害児入所支援	障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて(平成 24 年 3 月 30 日付け障発 0330 第 31 号)					
障害福祉サービス(通所系)	日中活動サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について(平成 18 年 9 月 28 日付け障障発第 0928001 号)	生活介護・自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)・就労移行支援・就労継続支援における利用日数の原則と例外の取扱い				
生活介護	厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 542 号) 【R5.3.31 改正】	生活介護の人員配置基準における「平均障害支援区分」の算定方法(旧法からの経過措置利用者を除いて算出)				
全サービス	障害福祉サービスの利用等にわたる意思決定支援ガイドラインについて(平成 29 年 3 月 31 日付け障発 0331 第 15 号)	意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点をとりまとめたガイドライン				
全サービス	指定障害福祉サービス事業者の事業廃止(休止)に係る留意事項等について(平成 29 年 7 月 28 日付け厚生労働省事務連絡)	事業の廃止(休止)を行う場合の現利用者の引継ぎ等の手続き				
全サービス	障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について(令和6年 3月 29 日付けこ支障第 90 号・障障発 0329 第4号)	テレワークの実施に係る各サービスの人員や運営に関する基準で定める従業者の取扱い				

○虐待の防止関係

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
全サービス	障害者(児)施設における虐待の防止について(平成 17 年 10 月 20 日障発第 1020001 号)	虐待の類型、未然防止、早期発見・対応について
	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(厚生労働省障害福祉課地域生活支援推進室作成) 【R6.7 改訂】	障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応方法

○介護保険法関連

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
生活介護・児童発達・放デイ	児童福祉法に基づく主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援の事業等を介護保険法令に基づく療養通所介護事業所において実施する場合の取扱いについて(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	介護保険法の療養通所介護事業所が、主に重症心身障害児・者を通わせる生活介護・児童発達支援・放課後等デイサービスを実施する場合の基準の緩和
療養介護、 障害者支援施設(生活介護)	特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて(平成 18 年 3 月 31 日付け保医発第 0331002 号)	配置医師における医療保険との併給調整

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
障害福祉サービス	・介護扶助と障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付との適用関係等について(平成 19 年 3 月 29 日付け社援保第 0329004 号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について(平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等に係る留意事項等について(平成 27 年 2 月 18 日付け厚生労働省事務連絡) ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業の適用関係に係る留意事項について(平成 29 年 7 月 12 日付け厚生労働省事務連絡) ・共生型サービスの施行に伴う障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	介護保険との給付調整

○訪問系関連

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
居宅介護	平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて(平成 20 年 4 月 25 日付け障障発第 0425001 号)	通院等介助、通院等乗降介助、身体介護の算定等の取扱い
重度訪問介護、行動援護、 重度包括支援、 ほか強度行動障がい児・者支援関係	重度訪問介護の対象拡大に伴う支給決定事務等に係る留意事項について(平成 26 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 8 号)	重度の知的障がい者・精神障がい者(行動障がいを有する者)に対象を拡大するにあたっての標準的なアセスメント(支援計画シート及び支援手順書の標準例)
重度訪問介護・同行援護・ 行動援護	入院中の医療機関から外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて(平成 28 年 6 月 28 日付け障障発 0628 第 1 号)	入退院時及び入院中の外出・外泊に係る重度訪問介護・同行援護・行動援護の取扱い(※病院への往来)
重度障害者等包括支援	平成 30 年 4 月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて(平成 30 年 3 月 30 日付け厚生労働省事務連絡)	平成 30 年報酬改定で実施した基本報酬・加算の見直し及び基準の緩和等

○就労系関連通知 (就労移行支援、就労継続支援)

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
就労継続支援 A 型	障害者自立支援法の施行に伴う最低賃金の減額の特例許可手続について(平成 18 年 10 月 2 日付け障障発 1002001 号)	最低賃金の減額の特例許可申請書用の添付資料の提示等
就労継続支援 A 型・B 型	就労継続支援事業利用者の労働者性に関する留意事項について(平成 18 年 10 月 2 日付け障障発第 1002003 号)	利用者の労働・作業、利用開始時、労働関係法令の適用等の留意事項
就労移行、 就労継続支援 A 型・B 型	就労支援等の事業に関する会計処理の取扱いについて(平成 18 年社援発第 1002001 号)	社会福祉法人以外の法人における就労支援事業の会計処理の取扱い

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
就労移行、 就労継続支援 A 型・B 型	就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について（平成 19 年 4 月 2 日付け障障発第 0402001 号）【R6.3.29 改正】	工賃（賃金）実績報告、各種雇用関係助成金との関係、ハローワークに A 型利用者を募集する際の留意事項、重度者支援体制加算の取扱い、施設外支援・施設外就労・在宅利用者の支援に係る所定単位数の取扱い 平成 29 年 4 月の A 型指定基準の見直し（運営規程・賃金及び工賃・就労の機会の提供）に伴う、個別支援計画様式の提示、生産活動収支差額から賃金（工賃）を支払うことができない場合の経営改善の取組み、情報公表（財務諸表・生産活動内容・平均月額賃金（工賃））
就労移行、 就労継続支援 A 型・B 型	・平成 27 年度以降の就労継続支援 B 型事業の利用に係るアセスメントの取扱い及び当該アセスメントに係るマニュアルの送付について（平成 27 年 3 月 16 日付け事務連絡） ・就労系障害福祉サービスにおけるアセスメントに係るマニュアル等の周知について（令和 3 年 8 月 25 日付け事務連絡）	就労アセスメントの具体的な実施方法等
就労継続支援 A 型	・厚生労働大臣が定める事項及び評価方法（令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 88 号）【R6.3.15 改正】 ・厚生労働大臣が定める事項及び評価方法の留意事項について（令和 3 年 3 月 30 日障障発 0330 第 5 号）【R6.3.29 改正】	指定就労継続支援 A 型事業所の基本報酬の算定に係る実績について、令和 3 年度報酬改定により、当該事業所等における利用定員、人員配置に加え、評価点（スコア）の合計点に応じ算定することとなったことから、評価項目及び各項目の評価方法について具体的に示したものの。
就労定着支援	就労定着支援の実施について（令和 3 年 3 月 30 日付け障障発 0330 第 1 号）【R6.3.29 改正】	就労定着支援の円滑な利用、職場への定着支援、基本報酬等の算定、人員・実施主体・設備に関する基準、連携が想定される就労支援機関、支援レポート様式
就労継続支援 A 型	A 型事業所廃止等に係る対応の留意事項等について（令和 6 年 10 月 28 日付け事務連絡）	事業の廃止（休止）を行う場合の現利用者の引継ぎ等の手続き

○障害児支援関係

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
児童発達、放デイ、 保育所等訪問支援	児童発達支援ガイドライン、放課後等デイサービスガイドライン及び保育所等訪問支援ガイドラインの改定等について（令和 6 年 7 月 4 日付けこ支障発第 168 号）	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の支援指針
障害児通所支援	こども家庭庁長官が定める医療行為（令和 3 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 89 号）【R5.3.31 改正】	従来より看護職員加配加算等の算定の対象となってきた「医療的ケア」について、障害児通所支援における医療的ケア児に係る基本報酬等の算定対象とする上で、改めて示されたもの。「医療行為」の範囲について、新たな解釈を示したものではない。（令和 3 年度報酬改定 QAv0.2 問 39 より）
障害児支援の全サービス	「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」について（令和 6 年 8 月 9 日付け事務連絡）	こどもの意思を尊重し、最善の利益を優先考慮した取組を進めるための指針

○相談支援関係

サービス種類	告 示 ・ 通 知	内 容
計画相談・障害児相談	計画相談支援等に係る令和 3 年度報酬改定の内容等及び地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組について(令和 3 年 3 月 31 日付け障障発 0331 第 7 号)	令和 3 年度報酬改定による見直し内容等
計画相談・障害児相談	相談支援に関するQ&Aについて (令和 3 年 4 月 8 日付け事務連絡)	計画相談支援に関する疑義照会を中心としたQ&A (報酬改定Q&Aの一部を含む)